

Ⅲ 職員の分限及び懲戒処分の状況（令和6年度）

1 分限処分（地方公務員法第28条）

処分事由	処分の種類	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合						0
心身の故障の場合				3		3
職に必要な適格性を欠く場合						0
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合						0
刑事事件に関し起訴された場合						0
条例で定める事由の場合						0
合計		0	0	3	0	3

2 懲戒処分（地方公務員法第29条）

処分事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合						0
職務上の義務に違反し又は 職務を怠った場合						0
全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行のあった場合						0
合計		0	0	0	0	0